

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 7 号

函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（
平成 2 5 年函館市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「社会福祉施設等の栄養士」の
後ろに「もしくは管理栄養士」を，「第 4 号の栄養士」の後ろに「また
は管理栄養士」を加え，同項第 4 号および同条第 1 0 項中「栄養士」の
後ろに「または管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，軽費
老人ホームの職員の配置の基準に関する規定を整備するため